

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後				改正前			
主要省略用語一覧表				主要省略用語一覧表			
索引	省略用語	条項	省略された用語	索引	省略用語	条項	省略された用語
け	計算期間	(省略)	(省略)	け	(同左)	(同左)	(同左)
	契約不適合	第15条関係21	契約の内容に適合しないこと		(新設)	(新設)	(新設)
と	(省略)	(省略)	(省略)	と	(同左)	(同左)	(同左)
	動産	第54条関係2	民法第86条第2項《動産の定義》に規定する動産のうち、法第70条又は第71条《船舶、航空機等の差押え》の規定の適用を受ける船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を除いたもの		(同左)	(同左)	民法第86条第2項及び第3項《動産の定義等》に規定する動産のうち、法第70条又は第71条《船舶、航空機等の差押え》の規定の適用を受ける船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶並びに無記名債権を除いたもの
国税徴収法基本通達主要項目目次				国税徴収法基本通達主要項目目次			
第5章 滞納処分				第5章 滞納処分			
第1節 財産の差押え				第1節 財産の差押え			
第3款 債権の差押え				第3款 債権の差押え			
第62条関係 差押えの手續及び効力発生時期				第62条関係 差押えの手續及び効力発生時期			
債権				債権			
連帯債務者のある債権				連帯債務者のある債権			
保証人のある債権				保証人のある債権			
差押えがされている債権				差押えがされている債権			

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>期限の定めのない債権 交互計算の特約のある債権 対抗要件を欠いて譲渡された債権 代理受領の目的となっている債権 <u>譲渡制限の意思表示がされた債権</u> 手形又は小切手の振り出されている債権 電子記録債権の発生記録がされている債権 敷金 預金 国又は地方公共団体に対する債権 郵便貯金 不渡異議申立預託金 公示催告中の手形等に係る債権 換地の所有権の移転があった場合の清算金交付請求権 差押手続 差押えの効力 登録国債の差押えの登録の嘱託 債権譲渡に係る登記</p>	<p>期限の定めのない債権 交互計算の特約のある債権 対抗要件を欠いて譲渡された債権 代理受領の目的となっている債権 <u>譲渡禁止の特約のある債権</u> 手形又は小切手の振り出されている債権 電子記録債権の発生記録がされている債権 敷金 預金 国又は地方公共団体に対する債権 郵便貯金 不渡異議申立預託金 公示催告中の手形等に係る債権 換地の所有権の移転があった場合の清算金交付請求権 差押手続 差押えの効力 登録国債の差押えの登録の嘱託 債権譲渡に係る登記</p>
<p style="text-align: center;">第5款 無体財産権等の差押え</p>	<p style="text-align: center;">第5款 無体財産権等の差押え</p>
<p style="text-align: center;">第74条関係 差し押さえた持分の払戻しの請求</p>	<p style="text-align: center;">第74条関係 差し押さえた持分の払戻しの請求</p>
<p>払戻し等の請求ができる組合等 払戻し等の請求ができる場合 払戻し等の請求 （削除）</p>	<p>払戻し等の請求ができる組合等 払戻し等の請求ができる場合 払戻し等の請求 <u>債権者代位による払戻請求との関係</u></p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
第 3 節 財産の換価	第 3 節 財産の換価
第 5 款 代金納付及び権利移転	第 5 款 代金納付及び権利移転
第126条関係 <u>担保責任等</u>	第126条関係 担保責任
第 4 節 換価代金等の配当	第 4 節 換価代金等の配当
第129条関係 配当の原則	第129条関係 配当の原則
配当する債権 国税に充てること 滞納者への交付等 配当 不服申立て等の期限の特例 <u>徴収の順位</u>	配当する債権 国税に充てること 滞納者への交付等 配当 不服申立て等の期限の特例 <u>附帯税等の徴収</u>
第 6 節 雑則	第 6 節 雑則
第 2 款 財産の調査	第 2 款 財産の調査
第142条関係 搜索の権限及び方法	第142条関係 搜索の権限及び方法
搜索ができる場合 搜索ができる物及び場所 搜索の方法 時効の <u>完成猶予及び更新</u> 刑法との関係	搜索ができる場合 搜索ができる物及び場所 搜索の方法 時効の <u>中断</u> 刑法との関係

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第15条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先</p> <p>債権の範囲 （質権によって担保される債権）</p> <p>21 質権により担保される債権の範囲は、民法第346条《質権の被担保債権の範囲》の規定により、設定行為に別段の定めのない限り、元本のほか、利息、違約金、質権実行の費用、質物保存の費用及び債務の不履行又は質物が<u>契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）</u>によって生じた損害の賠償金の一切に及ぶ。なお、不動産質権により担保される債権の範囲については、第16条関係7及び8と同様である（民法第361条）。</p> <p style="text-align: center;">第19条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>不動産保存の先取特権 （意義）</p> <p>2 法第19条第1項第1号の「不動産保存の先取特権」は、不動産の保存のために要した費用又は不動産に関する権利の保存、承認若しくは実行のために要した費用について、その不動産の上に存する先取特権である（民法第326条）。</p> <p>（注） 不動産の保存のために要した費用等には、例えば次のような費用がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不動産の保存のために要した費用には、不動産の滅失又は<u>毀損</u>を防ぐために行った修理の費用等がある。 2 権利の保存のために要した費用には、例えば、納税者の所有不動産を第三者が占有しており、取得時効が完成しようとしている場合において、納税者の債権者がその時効を<u>完成猶予又は更新させるため</u>に要した費用等がある。 <p>3・4 （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第15条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先</p> <p>債権の範囲 （質権によって担保される債権）</p> <p>21 質権により担保される債権の範囲は、民法第346条《質権の被担保債権の範囲》の規定により、設定行為に別段の定めのない限り、元本のほか、利息、違約金、質権実行の費用、質物保存の費用及び債務の不履行又は質物の<u>隠れた瑕疵</u>によって生じた損害の賠償金の一切に及ぶ。なお、不動産質権により担保される債権の範囲については、第16条関係7及び8と同様である（民法第361条）。</p> <p style="text-align: center;">第19条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>不動産保存の先取特権 （意義）</p> <p>2 法第19条第1項第1号の「不動産保存の先取特権」は、不動産の保存のために要した費用又は不動産に関する権利の保存、承認若しくは実行のために要した費用について、その不動産の上に存する先取特権である（民法第326条）。</p> <p>（注） 不動産の保存のために要した費用等には、例えば次のような費用がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不動産の保存のために要した費用には、不動産の滅失又は<u>き損</u>を防ぐために行った修理の費用等がある。 2 権利の保存のために要した費用には、例えば、納税者の所有不動産を第三者が占有しており、取得時効が完成しようとしている場合において、納税者の債権者がその時効を<u>中断したとき</u>に要した費用等がある。 <p>3・4 （同左）</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>みなし不動産工事の先取特権 （都市再開発法第107条の施行者の先取特権）</p> <p>9 都市再開発法第107条《先取特権》の先取特権は、施行者が施設建築物の一部を取得した者から徴収すべき清算金について、その施設建築物の一部の上に有する先取特権であり（同条第1項）、その効力の保存及び優先順位については、以下のとおりである。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 優先順位</p> <p>都市再開発法第107条《先取特権》の先取特権は、不動産工事の先取特権（民法第327条）とみなされ、また、(1)によってした登記は、<u>民法第338条第1項前段</u>《不動産工事の先取特権の保存》の規定に従ってした登記とみなされるから（都市再開発法第107条第3項）、優先順位については、8と同様である。</p> <p>船舶油濁損害賠償保障法第40条第1項の先取特権 （動産保存の先取特権）</p> <p>31 法第19条第1項第5号の「動産を保存した者の先取特権」は、動産の保存のために要した費用又は動産に関する権利の保存、承認若しくは実行のために要した費用について、その動産の上に存する先取特権である（民法第320条）。</p> <p>(注) 動産の保存のために要した費用等には、例えば次のような費用がある。</p> <p>1 動産の保存のために要した費用には、動産の滅失又は<u>毀損</u>を防ぐために行った修理の費用等がある。</p> <p>2 権利の保存のために要した費用には、例えば、納税者の所有物を第三者が占有しており、取得時効が完成しようとしている場合において、納税者の債権者がその時効を<u>完成猶予又は更新</u>させるために要した費用等がある。</p> <p>3・4 （省略）</p>	<p>みなし不動産工事の先取特権 （都市再開発法第107条の施行者の先取特権）</p> <p>9 都市再開発法第107条《先取特権》の先取特権は、施行者が施設建築物の一部を取得した者から徴収すべき清算金について、その施設建築物の一部の上に有する先取特権であり（同条第1項）、その効力の保存及び優先順位については、以下のとおりである。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 優先順位</p> <p>都市再開発法第107条《先取特権》の先取特権は、不動産工事の先取特権（民法第327条）とみなされ、また、(1)によってした登記は、<u>民法第338条第1項本文</u>《不動産工事の先取特権の保存》の規定に従ってした登記とみなされるから（都市再開発法第107条第3項）、優先順位については、8と同様である。</p> <p>船舶油濁損害賠償保障法第40条第1項の先取特権 （動産保存の先取特権）</p> <p>31 法第19条第1項第5号の「動産を保存した者の先取特権」は、動産の保存のために要した費用又は動産に関する権利の保存、承認若しくは実行のために要した費用について、その動産の上に存する先取特権である（民法第320条）。</p> <p>(注) 動産の保存のために要した費用等には、例えば次のような費用がある。</p> <p>1 動産の保存のために要した費用には、動産の滅失又は<u>き損</u>を防ぐために行った修理の費用等がある。</p> <p>2 権利の保存のために要した費用には、例えば、納税者の所有物を第三者が占有しており、取得時効が完成しようとしている場合において、納税者の債権者がその時効を<u>中断</u>させるために要した費用等がある。</p> <p>3・4 （同左）</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>第21条関係 留置権の優先</p>	<p>第21条関係 留置権の優先</p>
<p>留置権 （留置権の種類）</p> <p>1 法第21条の「留置権」とは、民法第295条《留置権の内容》に規定する民事留置権のほか、商事留置権である代理商の留置権（商法第31条、会社法第20条）、商人間の留置権（商法第521条）、問屋の留置権（同法第557条）、運送取扱人の留置権（同法第562条）、運送人の留置権（同法第574条）及び船舶所有者の留置権（同法第756条、第741条第2項）をいう。</p> <p>（注）1 民事留置権 民事留置権とは、他人の物の占有者が、その物に関して生じた債権を有する場合において、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる権利をいう（民法第295条第1項本文）。</p> <p>なお、民事留置権については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 物に関して生じた債権とは、物と関連のある債権をいい、債権が物自体より発生した場合又は債権が物の引渡義務と同一の法律関係若しくは事実関係より発生した場合のその債権が、これに当たる。</p> <p>前者の例としては、物の<u>契約不適合</u>による損害賠償請求権、物に加えた費用の償還請求権があり、後者の例としては、物の売買代金債権、物の修繕料債権がある。</p> <p>(2)～(4) （省略）</p> <p>2～4 （省略）</p> <p>5 留置権の消滅 留置権は、目的物の滅失、没収、収用、混同、留置権により担保される債権の消滅等によって消滅するほか、次に掲げる場合にも消滅する。</p> <p>なお、留置権のある財産を滞納処分により差し押さえ、徴収職員がその財産を占有しても、私法上の占有関係には影響を及ぼさないことから、留置権は消滅しない。</p>	<p>留置権 （留置権の種類）</p> <p>1 法第21条の「留置権」とは、民法第295条《留置権の内容》に規定する民事留置権のほか、商事留置権である代理商の留置権（商法第31条、会社法第20条）、商人間の留置権（商法第521条）、問屋の留置権（同法第557条）、運送取扱人の留置権（同法第562条）、運送人の留置権（同法第574条）及び船舶所有者の留置権（同法第756条、第741条第2項）をいう。</p> <p>（注）1 民事留置権 民事留置権とは、他人の物の占有者が、その物に関して生じた債権を有する場合において、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる権利をいう（民法第295条第1項本文）。</p> <p>なお、民事留置権については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 物に関して生じた債権とは、物と関連のある債権をいい、債権が物自体より発生した場合又は債権が物の引渡義務と同一の法律関係若しくは事実関係より発生した場合のその債権が、これに当たる。</p> <p>前者の例としては、物の<u>瑕疵</u>による損害賠償請求権、物に加えた費用の償還請求権があり、後者の例としては、物の売買代金債権、物の修繕料債権がある。</p> <p>(2)～(4) （同左）</p> <p>2～4 （同左）</p> <p>5 留置権の消滅 留置権は、目的物の滅失、没収、収用、混同、留置権により担保される債権の消滅等によって消滅するほか、次に掲げる場合にも消滅する。</p> <p>なお、留置権のある財産を滞納処分により差し押さえ、徴収職員がその財産を占有しても、私法上の占有関係には影響を及ぼさないことから、留置権は消滅しない。</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 債務者又は留置物の所有者が、留置権者の承諾又はこれに代わるべき <u>執行法第177条《意思表示の擬制》</u>の判決を得て相当の担保を提供して留置権の消滅を請求した場合（<u>民法第301条</u>）</p> <p>(3) (省略)</p> <p>6～12 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第22条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収</p> <p>徴収できる場合 （被担保債権の弁済等と法第22条不適用）</p> <p>7 法第22条の規定により質権者又は抵当権者から納税者の国税を徴収できるのは、質権者又は抵当権者が強制換価手続において配当を受けるべき金額がある場合に限られるので、次に掲げる場合には、法第22条の規定による徴収ができない。</p> <p>(1) 強制換価手続終了前に質権又は抵当権の被担保債権が弁済（<u>民法第473条</u>）、免除（<u>同法第519条</u>）、混同（<u>同法第520条</u>）等により消滅し、配当を受けるべき金額がない場合</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第24条関係 譲渡担保権者の物的納税責任</p> <p>譲渡担保財産に対する滞納処分 （譲渡担保財産の範囲）</p> <p>14 法第24条第3項の規定により滞納処分ができる譲渡担保財産の範囲は、おおむね次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 譲渡担保財産並びにその付加物及び従物 ただし、次に掲げる場合には、付加物及び従物が譲渡担保財産の範囲から除外される。</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 債務者又は留置物の所有者が、留置権者の承諾又はこれに代わるべき <u>民法第414条第2項ただし書《履行の強制》</u>の判決を得て相当の担保を提供して留置権の消滅を請求した場合（<u>同法第301条</u>）</p> <p>(3) (同左)</p> <p>6～12 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第22条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収</p> <p>徴収できる場合 （被担保債権の弁済等と法第22条不適用）</p> <p>7 法第22条の規定により質権者又は抵当権者から納税者の国税を徴収できるのは、質権者又は抵当権者が強制換価手続において配当を受けるべき金額がある場合に限られるので、次に掲げる場合には、法第22条の規定による徴収ができない。</p> <p>(1) 強制換価手続終了前に質権又は抵当権の被担保債権が弁済、免除（<u>民法第519条</u>）、混同（<u>同法第520条</u>）等により消滅し、配当を受けるべき金額がない場合</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第24条関係 譲渡担保権者の物的納税責任</p> <p>譲渡担保財産に対する滞納処分 （譲渡担保財産の範囲）</p> <p>14 法第24条第3項の規定により滞納処分ができる譲渡担保財産の範囲は、おおむね次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 譲渡担保財産並びにその付加物及び従物 ただし、次に掲げる場合には、付加物及び従物が譲渡担保財産の範囲から除外される。</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>イ（省略）</p> <p>ロ 民法第424条第3項《<u>詐害行為取消請求</u>》の規定により、債権者が、債務者の行為を取り消すことができるとき（同法第370条ただし書参照）。</p> <p>ハ（省略）</p> <p>(2)（省略）</p> <p>（第三債務者等に対する通知）</p> <p>18 税務署長は、法第24条第4項の規定により滞納処分を続行する場合において、譲渡担保財産が次に掲げる財産であるときは、次に掲げる者に対し、納税者の財産としてした差押えを同条第3項の規定による差押えとして滞納処分を続行する旨を通知しなければならない（同条第5項）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>(1) 第三者が占有する動産（法第70条又は第71条《船舶、航空機等の差押え》の規定の適用を受ける船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を除く。）又は有価証券 その第三者</p> <p>(2)・(3)（省略）</p> <p>（期限の経過）</p> <p>25 法第24条第7項の「期限の経過」とは、それによって納税者が譲渡担保財産を自己に復帰させることを請求できないこととなる期限の経過をいう。</p> <p>なお、次のことに留意する。</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 再売買の予約の場合</p> <p>再売買の予約による予約期間は、その契約の定めるところによるが、その期間の定めがない場合には、予約完結権はそれを行使できるときから<u>10</u>年間で時効により消滅する（民法第166条第1項、大正10. 3. 5大判）。</p> <p style="text-align: center;">第32条関係 第二次納税義務の通則</p>	<p>イ（同左）</p> <p>ロ 民法第424条《<u>詐害行為取消権</u>》の規定により、債権者が、債務者の行為を取り消すことができるとき（同法第370条ただし書参照）。</p> <p>ハ（同左）</p> <p>(2)（同左）</p> <p>（第三債務者等に対する通知）</p> <p>18 税務署長は、法第24条第4項の規定により滞納処分を続行する場合において、譲渡担保財産が次に掲げる財産であるときは、次に掲げる者に対し、納税者の財産としてした差押えを同条第3項の規定による差押えとして滞納処分を続行する旨を通知しなければならない（同条第5項）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>(1) 第三者が占有する動産（法第70条又は第71条《船舶、航空機等の差押え》の規定の適用を受ける船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶<u>並びに無記名債権</u>を除く。）又は有価証券 その第三者</p> <p>(2)・(3)（同左）</p> <p>（期限の経過）</p> <p>25 法第24条第7項の「期限の経過」とは、それによって納税者が譲渡担保財産を自己に復帰させることを請求できないこととなる期限の経過をいう。</p> <p>なお、次のことに留意する。</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 再売買の予約の場合</p> <p>再売買の予約による予約期間は、その契約の定めるところによるが、その期間の定めがない場合には、予約完結権はそれを行使できるときから<u>20</u>年間で時効により消滅する（民法第167条第2項）。</p> <p style="text-align: center;">第32条関係 第二次納税義務の通則</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>主たる納税義務との関係 （時効の完成猶予及び更新）</p> <p>28 第二次納税義務者について生じた時効の<u>完成猶予及び更新</u>の効力は、主たる納税者には及ばないが、主たる納税者について生じた時効の<u>完成猶予及び更新</u>の効力は、第二次納税義務者に及ぶものとする（民法第457条第1項参照）。</p> <p>なお、主たる納税者の納税義務が時効の完成により消滅するおそれがある場合には、その納税義務の存在確認の訴えの提起等時効の<u>完成猶予及び更新</u>の措置を<u>採る</u>ことに留意する（平成6.6.28名古屋地判等参照）。この場合において、国がこの訴訟に勝訴したときは、主たる納税者の国税の徴収権の時効は10年になる（通則法第72条第3項、民法第169条第1項）。</p> <p>第二次納税義務と詐害行為取消権との関係</p> <p>31 滞納者が<u>した</u>行為が、第二次納税義務の成立要件と詐害行為取消権の要件（通則法第42条、民法第424条等）の双方を満たす場合には、いずれによることもできる。</p> <p style="text-align: center;">第39条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立 （1年前の日以後）</p> <p>2 法第39条の「1年前の日以後」とは、法定納期限の1年前の応当日以後をいい、応当日の当日にされた譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分についても、法第39条の規定が適用される。</p> <p>なお、次のことに留意する。</p> <p>(1) 契約が成立した時（民法第522条参照）とそれに基づき譲渡等の処分がされた時（権利を取得し、又は義務を免れた時）が異なるときは、譲渡等の処分がされた時によって、1年前の日以後であるかどうかを判定する。</p> <p>(2) （省略）</p>	<p>主たる納税義務との関係 （時効の中断）</p> <p>28 第二次納税義務者について生じた時効<u>中断</u>の効力は、主たる納税者には及ばないが、主たる納税者について生じた時効<u>中断</u>の効力は、第二次納税義務者に及ぶものとする（民法第457条第1項参照）。</p> <p>なお、主たる納税者の納税義務が時効の完成により消滅するおそれがある場合には、その納税義務の存在確認の訴えの提起等時効<u>中断</u>の措置を<u>とる</u>ことに留意する（平成6.6.28名古屋地判等参照）。この場合において、国がこの訴訟に勝訴したときは、主たる納税者の国税の徴収権の<u>消滅</u>時効は10年になる（通則法第72条第3項、民法第174条の2第1項）。</p> <p>第二次納税義務と詐害行為取消権との関係</p> <p>31 滞納者が<u>行った</u>法律行為が、第二次納税義務の成立要件と詐害行為取消権の要件（通則法第42条、民法第424条）の双方を満たす場合には、いずれによることもできる。</p> <p style="text-align: center;">第39条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立 （1年前の日以後）</p> <p>2 法第39条の「1年前の日以後」とは、法定納期限の1年前の応当日以後をいい、応当日の当日にされた譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分についても、法第39条の規定が適用される。</p> <p>なお、次のことに留意する。</p> <p>(1) 契約が成立した時とそれに基づき譲渡等の処分がされた時（権利を取得し、又は義務を免れた時）が異なるときは、譲渡等の処分がされた時によって、1年前の日以後であるかどうかを判定する。</p> <p>(2) （同左）</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第47条関係 差押えの要件</p> <p>（財産が譲渡又は取立てができるものであること）</p> <p>8 差押えの対象となる財産は、譲渡又は取立てができるものでなければならない。なお、次のことに留意する。</p> <p>(1) 有価証券のうち、指図禁止の手形及び小切手については、手形法第11条第2項《指図禁止の場合の譲渡の方式等》又は小切手法第14条第2項《指図禁止の場合の譲渡の方式等》の規定により、債権の譲渡に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ譲渡することができる（民法第467条、第468条参照）。したがって、当該手形等に係る債権は、法第62条《差押の手続及び効力発生時期》の規定により差し押さえることができる。</p> <p>(2)・(3) （省略）</p> <p>特殊な財産の差押え</p> <p>（<u>取り消し得べき法律行為又は契約の解除の目的となっている財産</u>）</p> <p>24 滞納者が、その財産について、売買、贈与その他による譲渡又は権利の設定等をした場合において、その譲渡等の行為が<u>取り消し得べき行為</u>（民法第5条第2項、第9条、第13条第4項、<u>第95条第1項及び第2項</u>、第96条第1項及び第2項等）であるとき又は契約を解除（同法第541条、第542条等）できるときは、通則法第42条《<u>債権者代位権及び詐害行為取消権</u>》において準用する民法第423条《<u>債権者代位権の要件</u>》の規定により滞納者に代位してその行為を取り消し、又はその契約を解除し、その財産を滞納者の財産として差し押さえることができる。ただし、その行為の取消し又は契約の解除の効果を第三者に対して主張できない場合がある（民法第95条第4項、第96条第3項、第545条第1項ただし書等参照）。</p> <p>（<u>代位行使されている権利</u>）</p> <p>24—2 <u>他の債権者が滞納者に属する権利を代位行使して金銭の支払又は動産の引渡し</u></p>	<p style="text-align: center;">第47条関係 差押えの要件</p> <p>（財産が譲渡又は取立てができるものであること）</p> <p>8 差押えの対象となる財産は、譲渡又は取立てができるものでなければならない。なお、次のことに留意する。</p> <p>(1) 有価証券のうち、指図禁止の手形及び小切手については、手形法第11条第2項《指図禁止の場合の譲渡の方式等》又は小切手法第14条第2項《指図禁止の場合の譲渡の方式等》の規定により、<u>指名債権</u>の譲渡に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ譲渡することができる（民法第467条、第468条参照）。したがって、当該手形等に係る債権は、法第62条《差押の手続及び効力発生時期》の規定により差し押さえることができる。</p> <p>(2)・(3) （同左）</p> <p>特殊な財産の差押え</p> <p>（<u>取消し得べき法律行為又は契約の解除の目的となっている財産</u>）</p> <p>24 滞納者が、その財産について、売買、贈与その他による譲渡又は権利の設定等をした場合において、その譲渡等の行為が<u>取消し得べき行為</u>（民法第5条第2項、第9条、第13条第4項、第96条第1項及び第2項等）であるとき又は契約を解除（同法第541条、第542条、<u>第543条等</u>）できるときは、通則法第42条《<u>債権者代位権及び詐害行為取消権</u>》において準用する民法第423条《<u>債権者の代位</u>》の規定により滞納者に代位してその行為を取り消し、又はその契約を解除し、その財産を滞納者の財産として差し押さえることができる。ただし、その行為の取消し又は契約の解除の効果を第三者に対して主張できない場合がある（民法第96条第3項、第545条第1項ただし書等参照）。</p> <p>（新設）</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p><u>を求めている場合（民法第423条の3）であっても、その支払又は引渡しが行われるまでは、その権利に対して滞納処分をすることができる（同法第423条の5参照）。</u></p> <p>差押えの効力 （時効の完成猶予及び更新）</p> <p>55 <u>差押えに係る国税については、その差押えの時から次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める時までは時効が完成せず、それぞれに定める時から新たに時効が進行する（通則法第72条第3項、民法第148条）。</u></p> <p>(1) <u>差押財産を換価した場合（債権取立ての場合を含む。） その換価に基づく配当が終了した時</u></p> <p>(2) <u>差押財産が滅失した場合（法第53条第1項の規定の適用がある場合を除く。） その滅失した時</u></p> <p>(3) <u>差押えを解除した場合 その解除をした時</u></p> <p>(注) 1 <u>差押えが不適法を理由として取り消されたときは、その取消してから6月を経過するまでは時効が完成しないが、時効の更新の効力は生じない（民法第148条）。</u></p> <p>2 <u>第三者の占有する動産若しくは有価証券、物上保証人の財産若しくは法第24条《譲渡担保権者の物的納税責任》の規定により譲渡担保財産を</u></p>	<p>差押えの効力 （時効の中断）</p> <p>55 <u>差押えに係る国税については、その差押えが効力を生じた時に時効が中断する（通則法第72条第3項、民法第147条第2号）。</u> <u>この場合における中断事由は、差押財産を換価した場合にはその権利が買受人に移転した時（債権取立てのときは弁済の効力が生じた時）まで、差押財産が滅失した場合（法第53条第1項の規定の適用がある場合を除く。）にはその滅失した時まで、差押えを解除した場合にはその解除をした時まで、それぞれ継続する。ただし、その差押えの手続が不適法を理由として取り消されたときは、時効中断の効力を生じない（民法第154条）。</u></p> <p><u>なお、第三者の占有する動産若しくは有価証券、物上保証人の財産若しくは法第24条《譲渡担保権者の物的納税責任》の規定により譲渡担保財産を差し押さえた場合又は法第22条第3項《質権等の代位実行》の規定により質権若しくは抵当権を実行した場合は、差押調書の謄本が滞納者に交付された時等差し押さえた旨等が滞納者に通知された時に時効が中断する（通則法第72条第3項、民法第155条）。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p><u>差し押さえた場合又は法第22条第3項《質権等の代位実行》の規定により質権若しくは抵当権を実行した場合は、その差し押え等による時効の完成猶予及び更新の効力は、差押調書の謄本の交付等により差し押さえた旨等が滞納者に通知された後でなければ生じない（通則法第72条第3項、民法第154条）。</u></p> <p><u>なお、滞納者に対する通知の前に時効が完成した場合には、時効の完成猶予の効力を生じない。</u></p> <p>信託法と滞納処分の関係 （詐害信託の場合の国税の徴収）</p> <p>65 納税者が委託者である場合において、納税者が債権者を害することを<u>知って</u>信託をしたときは、信託法第11条《詐害信託の取消し等》の規定により、受託者が債権者を<u>害すること</u>を知っていたか否かにかかわらず、受託者を被告としてその信託の取消しとその目的財産の返還（目的財産の返還ができないときは、それに代わる<u>価額の償還</u>）を裁判所に請求することができる。ただし、受益者が現に存する場合においては、その受益者の<u>全部</u>が受益者としての指定を受けたことを知った時又は受益権を譲り受けた時において債権者を<u>害することを知っていた</u>ときに<u>限り</u>、信託の取消しを裁判所に請求することができる。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>第49条関係 差押財産の選択に当たっての第三者の権利の尊重</p> <p>第三者の権利の保護 （第三者の権利）</p> <p>3 法第49条の「第三者が有する権利」とは、第三者が有する質権、抵当権、先取特権（総財産にある一般の先取特権を除く。）、留置権、賃借権、<u>配偶者居住権</u>、使用貸借権、地上権、永小作権、地役権、租鉱権、入漁権、買戻権、出版権、特許権についての専用実施権、<u>実用新案権</u>についての専用実施権、意匠権について</p>	<p>信託法と滞納処分の関係</p> <p>（詐害信託の場合の国税の徴収）</p> <p>65 納税者が委託者である場合において、納税者が債権者を害することを<u>知って</u>信託をしたときは、信託法第11条《詐害信託の取消し等》の規定により、受託者が債権者を<u>害すべき事実</u>を知っていたか否かにかかわらず、受託者を被告としてその信託の取消しとその目的財産の返還（目的財産の返還ができないときは、それに代わる<u>損害賠償</u>）を裁判所に請求することができる。ただし、受益者が現に存する場合において、その受益者の<u>全部又は一部</u>が受益者としての指定を受けたことを知った時又は受益権を譲り受けた時において債権者を<u>害すべき事実を知らなかった</u>ときは、信託の取消しを裁判所に請求することは<u>できない</u>。</p> <p>（注）（同左）</p> <p>第49条関係 差押財産の選択に当たっての第三者の権利の尊重</p> <p>第三者の権利の保護 （第三者の権利）</p> <p>3 法第49条の「第三者が有する権利」とは、第三者が有する質権、抵当権、先取特権（総財産にある一般の先取特権を除く。）、留置権、賃借権、使用貸借権、地上権、永小作権、地役権、租鉱権、入漁権、買戻権、出版権、特許権についての専用実施権、<u>実用新案権</u>についての専用実施権、意匠権についての専用実施権、</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>の専用実施権、商標権についての専用使用権、育成者権についての専用利用権、回路配置利用権についての専用利用権等の権利をいう。</p> <p>なお、上記の先取特権は、法第50条第1項《第三者の権利の目的となっている財産の差押換えの請求》に規定する先取特権に限られない。</p> <p style="text-align: center;">第50条関係 第三者の権利の目的となっている財産の差押換え</p> <p>差押換えの請求 (賃借権)</p> <p>2 法第50条第1項の「賃借権」とは、当事者の一方（賃貸人）が他方（賃借人）に対してある物を使用及び収益させることを約し、賃借人がこれに対して賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約する契約（民法第601条）により、賃借人が取得する権利をいう。</p> <p style="text-align: center;">第52条関係 果実に対する差押えの効力</p> <p>法定果実に対する差押えの効力 (利息に対する差押えの効力)</p> <p>16 元本債権の差押えの効力は、その差押え後に生ずる利息債権にも及ぶが（法第52条第2項ただし書）、差押え時までに発生した利息債権は、別に差し押さえない限り差押えの効力は及ばない（大正5.3.8大判参照）。したがって、利息支払時期前に差押えをした場合における利息債権に対する差押えの効力は、差押え後に発生する部分についてだけ効力が及ぶ（民法第89条第2項参照）。</p> <p>(利息制限法による利息の制限)</p> <p>18 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が一定の利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分は無効となるから（利息制限法第1条）、その部分の支払を請求することはできない。</p>	<p>商標権についての専用使用権、育成者権についての専用利用権、回路配置利用権についての専用利用権等の権利をいう。</p> <p>なお、上記の先取特権は、法第50条第1項《第三者の権利の目的となっている財産の差押換えの請求》に規定する先取特権に限られない。</p> <p style="text-align: center;">第50条関係 第三者の権利の目的となっている財産の差押換え</p> <p>差押換えの請求 (賃借権)</p> <p>2 法第50条第1項の「賃借権」とは、当事者の一方（賃貸人）が他方（賃借人）に対してある物を使用及び収益させることを約し、賃借人がこれに対して賃料を支払うことを約する契約（民法第601条）により、賃借人が取得する権利をいう。</p> <p style="text-align: center;">第52条関係 果実に対する差押えの効力</p> <p>法定果実に対する差押えの効力 (利息に対する差押えの効力)</p> <p>16 元本債権の差押えの効力は、その差押え後に生ずる利息債権にも及ぶが（法第52条第2項ただし書）、差押え時までに発生した利息債権は、別に差し押さえない限り差押えの効力は及ばない（大正5.3.8大判参照）。したがって、利息支払時期前に差押えをした場合における利息債権に対する差押えの効力は、差押え後に発生する部分についてだけ効力が及ぶ（民法第89条第2項）。</p> <p>(利息制限法による利息の制限)</p> <p>18 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が一定の利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分は無効となるから（利息制限法第1条）、その部分の支払を請求することはできない。</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>なお、契約成立の際に第三債務者が利息として上記の超過部分の金額を前払しても元本に充てたものとみなされ（同法第2条）、また、第三債務者から超過分の任意の支払を受けたときは、その超過部分は、残存元本に充当（民法第489条）され、元本充当の結果、計算上元利合計を超える部分の金額については、第三債務者は、民法の規定するところにより、債権者（滞納者）に対し、不当利得の返還を請求することができる（昭和39.11.18最高判、昭和43.11.13最高判、昭和44.11.25最高判参照）。</p> <p>（注）1 （省略）</p> <p>2 利息制限法所定の制限を超える利息の定めのある金銭消費貸借において、遅延損害金について特約がないときのその利率は、同法第1条《利息の制限》所定の利率にまで減縮される（昭和43.7.17最高判、昭和50.2.25最高判参照）。</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 数個の債務がある場合における法定利息超過部分については、順次に利息及び元本に充当される（民法第489条第1項）。</p>	<p>なお、契約成立の際に第三債務者が利息として上記の超過部分の金額を前払しても元本に充てたものとみなされ（同法第2条）、また、第三債務者から超過分の任意の支払を受けたときは、その超過部分は、残存元本に充当（民法第491条）され、元本充当の結果、計算上元利合計を超える部分の金額については、第三債務者は、民法の規定するところにより、債権者（滞納者）に対し、不当利得の返還を請求することができる（昭和38.11.18最高判、昭和43.11.13最高判、昭和44.11.25最高判参照）。</p> <p>（注）1 （同左）</p> <p>2 利息制限法所定の制限を超える利息の定めのある金銭消費貸借において、遅延損害金について特約がないときのその利率は、同法第1条《利息の最高限》所定の利率にまで減縮される（昭和43.7.17最高判、昭和50.2.25最高判参照）。</p> <p>3 （同左）</p> <p>4 数個の債務がある場合における法定利息超過部分については、順次に利息及び元本に充当される（民法第491条第1項）。</p>
<p style="text-align: center;">第54条関係 差押調書</p>	<p style="text-align: center;">第54条関係 差押調書</p>
<p>（動産及び有価証券）</p> <p>2 法第54条第1号の「動産」とは、民法第86条第2項《動産の定義》に規定する動産のうち、法第70条又は第71条《船舶、航空機等の差押え》の規定の適用を受ける船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を除いたもの（以下「動産」という。）をいい、「有価証券」とは、財産権を表彰する証券であって、その権利の行使又は移転が証券をもってされるものをいう（第56条関係13参照）。</p>	<p>（動産及び有価証券）</p> <p>2 法第54条第1号の「動産」とは、民法第86条第2項及び第3項《動産の定義等》に規定する動産のうち、法第70条又は第71条《船舶、航空機等の差押え》の規定の適用を受ける船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶並びに無記名債権を除いたもの（以下「動産」という。）をいい、「有価証券」とは、財産権を表彰する証券であって、その権利の行使又は移転が証券をもってされるものをいい、<u>無記名債権も含まれる</u>（第56条関係13参照）。</p>
<p style="text-align: center;">第56条関係 差押えの手続及び効力発生時期等</p>	<p style="text-align: center;">第56条関係 差押えの手続及び効力発生時期等</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>有価証券 (意義)</p> <p>13 法第56条第1項の「有価証券」とは、財産権を表彰する証券であつて、その権利の行使又は移転が証券をもってされるものを<u>いう</u>が、次に掲げる証券は、有価証券ではない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第59条関係 引渡命令を受けた第三者等の権利の保護</p> <p>動産を使用又は収益する権利 (賃借権)</p> <p>1 法第59条第1項の「賃借権」とは、当事者の一方（貸主である滞納者）が他方（借主）に対してある動産を使用及び収益させることを約し、借主がこれに対して賃料を支払うこと <u>及び引渡しを受けた動産を契約が終了したときに返還すること</u>を約する契約により、借主が取得する権利をいい（民法第601条）、買取権付賃貸借契約による割賦払約款付売買も含まれる。</p> <p>(使用貸借権)</p> <p>2 法第59条第1項の「使用貸借権」とは、当事者の一方（<u>貸主である滞納者</u>）が他方（借主）に対してある動産を<u>引き渡す</u>ことを約し、借主がその受け取った動産</p>	<p>有価証券 (意義)</p> <p>13 法第56条第1項の「有価証券」とは、財産権を表彰する証券であつて、その権利の行使又は移転が証券をもってされるものを<u>いい、民法上動産とみなされている無記名債権（16参照）も含まれる（法第54条第1号参照）</u>が、次に掲げる証券は、有価証券ではない。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p><u>(無記名債権)</u></p> <p>16 「<u>無記名債権</u>とは、証券面に債権者の名を記載せず、その正当な所持人に弁済すべき証券的債権をいい、法第56条第1項の「有価証券」に含まれる（第54条関係2、第56条関係13参照）。具体的には、商品券、乗車券、無記名公債のように、債権が証券に化体し、その成立、存続、行使等に、原則として証券を必要とするものをいう。</p> <p style="text-align: center;">第59条関係 引渡命令を受けた第三者等の権利の保護</p> <p>動産を使用又は収益する権利 (賃借権)</p> <p>1 法第59条第1項の「賃借権」とは、当事者の一方（貸主である滞納者）が他方（借主）に対してある動産を使用及び収益させることを約し、借主がこれに対して賃料を支払うことを約する契約により、借主が取得する権利をいい（民法第601条）、買取権付賃貸借契約による割賦払約款付売買も含まれる。</p> <p>(使用貸借権)</p> <p>2 法第59条第1項の「使用貸借権」とは、当事者の一方（借主）の相手方（貸主である滞納者）からある動産を無償で借りて使用及び収益をした後、その物を返還</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>について無償で使用及び収益を<u>して契約が終了したときに返還することを約する契約（使用貸借）により、借主が取得する権利をいう（民法593条）。</u></p> <p>契約の解除 （意義）</p> <p>4 法第59条第1項の「契約を解除することができる」とは、契約の内容いかんにかかわらず、その契約を一方的に解除することができることをいう（民法第540条第1項、<u>第542条</u>、第620条参照）。</p> <p>なお、法律の規定（民法第548条参照）により、法第59条第1項の規定にかかわらず、契約の解除ができない場合がある。</p> <p>損害賠償請求権 （意義）</p> <p>7 法第59条第1項の「滞納者に対して取得する損害賠償請求権」は、同項の契約の解除によって当然に取得するものではなく、その契約の解除の結果生じた債務不履行、不法行為その他契約に基づく損害賠償請求権であり、また、その行使は、契約の解除によって影響を受けるものではない（民法第415条、第709条、第545条<u>第4項</u>、昭和6.4.28大判、昭和8.2.24大判参照）。</p> <p style="text-align: center;">第62条関係 差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>連帯債務者のある債権</p> <p>3 2人以上の債務者のある債権で、それらの債務者が連帯債務を負っているものを差し押さえる場合には、<u>全ての債務者を第三債務者として差し押さえるものとする。</u>この場合において、第三債務者が任意に履行しないときは、いずれの債務者に対しても執行法の規定による強制執行を行うことができる（民法<u>第436条</u>参照）。</p> <p>なお、<u>第三債務者の1人が滞納者に対して債権を有している場合には、その第三債務者の負担部分を限度として、他の第三債務者は履行を拒むことができるこ</u></p>	<p>することを約する契約（使用貸借）により、借主が取得する権利をいう（民法593条）。</p> <p>契約の解除 （意義）</p> <p>4 法第59条第1項の「契約を解除することができる」とは、契約の内容いかんにかかわらず、その契約を一方的に解除することができることをいう（民法第540条第1項、<u>第543条</u>、第620条参照）。</p> <p>なお、法律の規定（民法第548条参照）により、法第59条第1項の規定にかかわらず、契約の解除ができない場合がある。</p> <p>損害賠償請求権 （意義）</p> <p>7 法第59条第1項の「滞納者に対して取得する損害賠償請求権」は、同項の契約の解除によって当然に取得するものではなく、その契約の解除の結果生じた債務不履行、不法行為その他契約に基づく損害賠償請求権であり、また、その行使は、契約の解除によって影響を受けるものではない（民法第415条、第709条、第545条<u>第3項</u>、昭和6.4.28大判、昭和8.2.24大判参照）。</p> <p style="text-align: center;">第62条関係 差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>連帯債務者のある債権</p> <p>3 2人以上の債務者のある債権で、それらの債務者が連帯債務を負っているものを差し押さえる場合には、<u>すべての債務者を第三債務者として差し押さえるものとする。</u>この場合において、第三債務者が任意に履行しないときは、いずれの債務者に対しても執行法の規定による強制執行を行うことができる（民法<u>第432条から第445条</u>まで参照）。</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p><u>とに留意する（民法第439条第2項）。</u></p> <p>（差押手続）</p> <p>4 保証人のある債権を差し押さえる場合は、主たる債権の差押えと同時に、保証人を第三債務者として、その保証人に対する債権を別個に差し押さえるものとする。この場合において、その保証が連帯保証であるとき又は保証人が2人以上であり、かつ、保証人相互間では連帯債務であるときの保証人に対する履行の請求については、<u>いずれの保証人に対しても行うことができる。</u></p> <p>交互計算の特約のある債権</p> <p>10 特約により交互計算に組み入れられることとなる債権は、計算期間中は独立して差し押さえることができないから、計算期間末に発生すべき残額の支払請求権を差し押さえる（商法第529条から第533条まで参照）。この場合において、他に適当な財産がないときは、通則法第42条《債権者代位権及び詐害行為取消権》において準用する民法第423条《債権者代位権の要件》の規定による債権者代位権により、滞納者に代位して交互計算の契約を解除し、直ちに残額の支払を請求することができる（商法第534条参照）。</p> <p>対抗要件を欠いて譲渡された債権</p> <p>11 債権の譲渡は、確定日付のある証書（民法施行法第5条）により譲渡人がこれを債務者に通知し、<u>又は債務者がこれを承諾しなければ</u>、債務者以外の第三者に対抗することができない（民法第467条）ので、この要件を欠いている場合には、譲渡人の債権として差し押さえることができる。</p> <p>（注）1 （省略）</p> <p>2 法人が債権を譲渡した場合において、その債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、その債権の債務者以外の第三者については、民法第467条《債権の譲渡の対抗要件》の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなされる。この場合においては、</p>	<p>（差押手続）</p> <p>4 保証人のある債権を差し押さえる場合は、主たる債権の差押えと同時に、保証人を第三債務者として、その保証人に対する債権を別個に差し押さえるものとする。この場合において、その保証が連帯保証であるとき又は保証人が2人以上であり、かつ、保証人相互間では連帯債務であるときの保証人に対する履行の請求については、<u>2の後段と同様である。</u></p> <p>交互計算の特約のある債権</p> <p>10 特約により交互計算に組み入れられることとなる債権は、計算期間中は独立して差し押さえることができないから、計算期間末に発生すべき残額の支払請求権を差し押さえる（商法第529条から第533条まで参照）。この場合において、他に適当な財産がないときは、通則法第42条《債権者代位権及び詐害行為取消権》において準用する民法第423条《債権者代位権》の規定による債権者代位権により、滞納者に代位して交互計算の契約を解除し、直ちに残額の支払を請求することができる（商法第534条参照）。</p> <p>対抗要件を欠いて譲渡された債権</p> <p>11 <u>指名</u>債権の譲渡は、確定日付のある証書（民法施行法第5条）により譲渡人がこれを債務者に通知し又は債務者がこれを承諾しなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない（民法第467条）ので、この要件を欠いている場合には、譲渡人の債権として差し押さえることができる。</p> <p>（注）1 （同左）</p> <p>2 法人が<u>指名</u>債権を譲渡した場合において、その債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、その債権の債務者以外の第三者については、民法第467条《<u>指名</u>債権の譲渡の対抗要件》の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなされる。この場合にお</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>その登記の日付をもって確定日付とされる（動産・債権譲渡特例法第4条第1項）。</p>	<p>いては、その登記の日付をもって確定日付とされる（動産・債権譲渡特例法第4条第1項）。</p>
<p>譲渡制限の意思表示がされた債権</p>	<p>譲渡禁止の特約のある債権</p>
<p>（譲渡制限の意思表示がされた債権の差押え）</p>	<p>（譲渡禁止の特約のある債権の差押え）</p>
<p>13 債権につき、当事者が<u>その譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合</u>においても、当該債権を滞納処分により差し押さえることができる（第47条関係9、<u>民法第466条の4第1項</u>、昭和34.9.14東京地判、昭和45.4.10最高判参照）。</p>	<p>13 指名債権につき、当事者<u>間の特約により</u>その譲渡が禁止されている場合においても、当該債権を滞納処分により差し押さえることができる（第47条関係9、昭和34.9.14東京地判、昭和45.4.10最高判参照）。</p>
<p>（譲渡制限の意思表示がされた債権が譲渡された場合）</p>	<p>（譲渡禁止の特約のある債権が譲渡された場合）</p>
<p>14 <u>譲渡制限の意思表示がされた債権（預貯金債権を除く。）が譲渡された場合</u>において、譲受人がその<u>意思表示がされたことを知っていたとき又はその意思表示がされたことを知らなかったことについて重大な過失があるときは、第三債務者は譲受人に対する債務の履行を拒み、譲渡人に対して弁済することができる（民法第466条3項）</u>が、この場合であっても債権譲渡は有効であるから（同条2項）、譲渡人の債権としては<u>差し押さえることはできない</u>。</p>	<p>14 <u>譲渡禁止の特約のある債権が譲渡された場合</u>において、譲受人がその<u>特約の存在を知っていたとき又はその特約の存在を知らなかったことについて重大な過失があるときは、その譲渡は無効であるから（民法第466条第2項、昭和48.7.19最高判参照）、譲渡人の債権として差し押さえることができる。この場合において、その譲渡の後に、第三債務者がその譲渡につき承諾を与えたときは、債権譲渡は譲渡の時にさかのぼって有効となり（昭和52.3.17最高判参照）、譲渡人の債権として差し押さえることはできないが、その承諾が差押え後にされたものであるときは、譲受人は債権譲渡の効力を差押債権者に主張することができない（平成9.6.5最高判参照）</u>。</p>
<p>15 債権について手形又は小切手が振り出されている場合には、その債権の差押えは、次による。</p> <p>(1) 第三債務者が債務の<u>支払</u>に代えて手形又は小切手を振り出している場合に</p>	<p>なお、<u>債権譲渡の際に滞納者から第三債務者に対して確定日付のある譲渡通知がされている限り、この承諾には確定日付を付する必要がないとされていることから（昭和52.3.17最高判参照）、徴収職員は、滞納処分による差押え時において、その譲渡に係る承諾の有無を第三債務者から聴取し聴取書等を作成するものとする。</u></p> <p>15 債権について手形又は小切手が振り出されている場合には、その債権の差押えは、次による。</p> <p>(1) 第三債務者が債務の<u>弁済</u>に代えて手形又は小切手を振り出している場合に</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>は、代物弁済によりその債務は弁済されたことになるから、債権の差押えをすることはできない。したがって、この場合には、その手形又は小切手を、法第56条第1項《動産等の差押え》の規定により差し押さえる。</p> <p>(2) 第三債務者が債務の<u>支払</u>のために手形又は小切手を振り出している場合には、本来の債務と手形債務とが併存しているから、その手形又は小切手とは別個にその債権を差し押さえることができる。ただし、手形又は小切手が時効その他の理由により効力を失うまでは、第三債務者は、手形又は小切手が返却されなければ、本来の債務の履行を拒むことができる（昭和13.11.19大判参照）。</p> <p>なお、手形又は小切手の振出について特に代物弁済の意思表示がなかったときは、その手形又は小切手は、支払のために振り出されたものと推定される（昭和3.2.15大判参照）。</p> <p>電子記録債権の発生記録がされている債権</p> <p>15—2 債権について電子記録債権の発生記録がされている場合には、その債権の差押えは、次による。</p> <p>(1) 債務の<u>支払</u>に代えて電子記録債権の発生記録がされている場合には、<u>代物弁済により</u>その債務は弁済されたことになるから、その原因となった債権の差押えをすることはできない。この場合においては、その電子記録債権を、法第62条の2第1項《電子記録債権の差押え》の規定により差し押さえる。</p> <p>(2) 債務の<u>支払</u>のために電子記録債権の発生記録がされている場合には、本来の債務と電子記録債権とが併存しているから、その電子記録債権とは別にその原因となった債権を差し押さえることができる。ただし、電子記録債権が時効その他の理由により消滅するまでは、第三債務者は、電子記録債権の支払等記録がされなければ、本来の債務の履行を拒むことができる（昭和13.11.19大判参照）。</p> <p>なお、電子記録債権の発生記録について特に弁済に代える旨の意思表示がなかったときは、その電子記録債権は、債務の<u>支払</u>のために発生記録がされたものと推定される（昭和3.2.15大判参照）。</p>	<p>は、代物弁済によりその債務は弁済されたことになるから、債権の差押えをすることはできない。したがって、この場合には、その手形又は小切手を、法第56条第1項《動産等の差押え》の規定により差し押さえる。</p> <p>(2) 第三債務者が債務の<u>弁済</u>のために手形又は小切手を振り出している場合には、本来の債務と手形債務とが併存しているから、その手形又は小切手とは別個にその債権を差し押さえることができる。ただし、手形又は小切手が時効その他の理由により効力を失うまでは、第三債務者は、手形又は小切手が返却されなければ、本来の債務の履行を拒むことができる（昭和13.11.19大判参照）。</p> <p>なお、手形又は小切手の振出について特に代物弁済の意思表示がなかったときは、その手形又は小切手は、支払のために振り出されたものと推定される（昭和3.2.15大判参照）。</p> <p>電子記録債権の発生記録がされている債権</p> <p>15—2 債権について電子記録債権の発生記録がされている場合には、その債権の差押えは、次による。</p> <p>(1) 債務の<u>弁済</u>に代えて電子記録債権の発生記録がされている場合には、その債務は弁済されたことになるから、その原因となった債権の差押えをすることはできない。この場合においては、その電子記録債権を、法第62条の2第1項《電子記録債権の差押え》の規定により差し押さえる。</p> <p>(2) 債務の<u>弁済</u>のために電子記録債権の発生記録がされている場合には、本来の債務と電子記録債権とが併存しているから、その電子記録債権とは別にその原因となった債権を差し押さえることができる。ただし、電子記録債権が時効その他の理由により消滅するまでは、第三債務者は、電子記録債権の支払等記録がされなければ、本来の債務の履行を拒むことができる（昭和13.11.19大判参照）。</p> <p>なお、電子記録債権の発生記録について特に弁済に代える旨の意思表示がなかったときは、その電子記録債権は、債務の<u>弁済</u>のために発生記録がされたものと推定される（昭和3.2.15大判参照）。</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>敷金</p> <p>16 物の賃貸借において、賃借人が賃貸人に交付する敷金の差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>なお、敷金とは、<u>いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭である（民法第622条の2）。</u></p> <p>(1) <u>賃貸借契約が終了し、かつ、賃貸人が賃貸物の返還を受けるまでは、賃借人は、敷金の返還請求権を有せず、また、敷金は、賃貸借存続中の賃料債権のみならず賃貸借終了後目的物の明渡義務の履行までに生ずる賃料相当損害金の債権その他賃貸借契約により賃貸人が賃借人に対して取得することのあるべき一切の債権を担保する。したがって、敷金は、将来目的物の明渡しの際に生ずべき返還請求権として差し押さえる（民法第622条の2第1項第1号、昭和48.2.2最高判参照）。</u></p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 賃借権が旧賃借人から新賃借人に移転した場合においては、旧賃借人が新賃借人に敷金返還請求権を譲渡するなど特段の事情のない限り、敷金に関する権利義務関係は新賃借人に承継されない（民法第622条の2第1項第2号、昭和53.12.22最高判参照）。</p> <p>預金</p> <p>17 預金（貯金を含む。以下17において同じ。）の差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>（削除）</p>	<p>敷金</p> <p>16 物の賃貸借において、賃借人が賃貸人に交付する敷金の差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>なお、敷金とは、<u>賃料その他賃貸借契約上の債務を担保する目的であらかじめ賃貸人に交付される金銭であり、その名称のいかんを問わない。</u></p> <p>(1) <u>賃貸借が継続している間は、賃借人は、敷金の返還請求権を有せず、また、敷金は、賃貸借存続中の賃料債権のみならず賃貸借終了後目的物の明渡義務の履行までに生ずる賃料相当損害金の債権その他賃貸借契約により賃貸人が賃借人に対して取得することのあるべき一切の債権を担保する。したがって、敷金は、将来目的物の明渡しの際に生ずべき返還請求権として差し押さえる（昭和48.2.2最高判参照）。</u></p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 賃借権が旧賃借人から新賃借人に移転した場合においては、旧賃借人が新賃借人に敷金返還請求権を譲渡するなど特段の事情のない限り、敷金に関する権利義務関係は新賃借人に承継されない（昭和53.12.22最高判参照参照）。</p> <p>預金</p> <p>17 預金（貯金を含む。以下17において同じ。）の差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(3) <u>無記名預金は、氏名を特定しない一種の指名債権であって、無記名債権ではないから（昭和32.12.19最高判参照）、法第56条第1項《動産等の差押え》の規定によっては差し押さえることができず、法第62条の規定により債権として差し押さえる。この場合においては、その預金の名称、預金金額、預金証書番号、</u></p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>(相殺の禁止)</p> <p>31 第三債務者の有する反対債権と被差押債権との相殺については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 被差押債権及び反対債権（差押え前に取得した債権及び差押え前の原因に基づいて差押え後に取得した債権（差押え後に他人から取得した債権を除く。）に限る。）の弁済期が<u>いずれも到来している場合には、第三債務者は、相殺をもって差押債権者に対抗することができる（民法第505条第1項、第511条）。ただし、先に弁済期が到来した被差押債権につき第三債務者が履行しなかったことがその期間の長さなどからみて権利の濫用に当たるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(注) 1 反対債権の弁済期のみが到来している場合であっても、第三債務者は、被差押債権に係る期限の利益を放棄して、相殺をもって差押債権者に対抗することができる（昭和32. 7. 19最高判）。</u></p> <p><u>2 被差押債権の弁済期のみが到来している場合であっても、滞納者と第三債務者との間において、差押え前に、期限の利益の喪失の特約又は債務不履行があった場合等一定の条件の下に第三債務者が相殺の予約完結権を行使できる旨の特約がされているときは、第三債務者は、当該特約に基づく相殺をもって差押債権者に対抗することができる（昭和45. 6. 24最高判）。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><u>無記名である旨、使用印影の表示をすること等によって、被差押債権を特定させるものとし、また、その債権の取立てに当たっては、できる限り使用印影を押なつた預金証書を呈示するものとする。</u></p> <p>(相殺の禁止)</p> <p>31 第三債務者の有する反対債権と被差押債権との相殺については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 被差押債権及び反対債権の弁済期が<u>差押え時以前に到来している場合並びにこの場合以外で被差押債権の弁済期以前に反対債権の弁済期が到来する場合には、差押え後においても、第三債務者は、相殺をもって差押債権者に対抗することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>差押え前に取得した反対債権の弁済期が被差押債権の弁済期より後に到来する場合において、第三債務者が履行しないことについて正当な理由があるときに限り、第三債務者は、相殺をもって差押債権者に対抗することができる（昭和45. 6. 24最高判参照）。</u>なお、滞納者と第三債務者との間において、差押え前に、期限の利益の喪失の特約又は債務不履行があった場合等一定の条件の下に第三債務者が相殺の予約完結権を行使できる旨の特約がされている場合には、</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p><u>②</u> 民法第509条《<u>不法行為等により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止</u>》、会社法第208条第3項《出資の履行における相殺禁止》等の法令の規定により、相殺が禁止される場合がある。</p> <p>（債権譲渡と差押えとの優劣）</p> <p>33 債権の譲渡と滞納処分による差押えの優劣は、確定日付のある譲渡通知書が第三債務者に到達した日時又は確定日付のある第三債務者の承諾の日時と、債権差押通知書が第三債務者に到達した日時との先後により判定する（昭和58.10.4最高判参照）。この場合において、これらの日時が同一であること又はその先後が不明であることにより債権譲受人と差押債権者の優劣の判定ができないときは、債権譲受人及び差押債権者は、それぞれ第三債務者に対しその全額の履行を請求することができ、第三債務者は譲受人に対する弁済その他の債務消滅事由がない限り、弁済を免れることはできない（昭和55.1.11最高判、平成5.3.30最高判参照）。</p> <p>なお、これらの日時の先後関係が不明であるために、第三債務者が債権者を確知することができないことを原因として債権額に相当する金員を供託した場合において、被差押債権額と譲受債権額の合計額が供託金額を超えるときは、差押債権者と債権譲受人は、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額をあん分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得する（平成5.3.30最高判参照）。</p> <p>（注）確定日付のある譲渡通知書が第三債務者に到達した日時又は確定日付のある第三債務者の承諾の日時と債権差押通知書が第三債務者に到達した日時の先後関係が不明である場合には、第三債務者は民法第494条第2項《供託》の規定により供託をすることができ、差押債権者がその供託金の払渡しを受けるためには、供託金払渡請求書に供託規則第24条第1項第1号《還付請求の添付書類》の書面を添付する必要がある（平成5.5.18付民4第3841号法務省民事局民事第四課長通知参照）。</p>	<p><u>反対債権が差押え後に取得されたものでない限り（民法第511条）、第三債務者は、当該特約に基づく相殺をもって差押債権者に対抗することができる。</u></p> <p><u>③</u> 民法第509条《<u>不法行為による債権の相殺</u>》、会社法第208条第3項《出資の履行における相殺禁止》等の法令の規定により、相殺が禁止される場合がある。</p> <p>（債権譲渡と差押えとの優劣）</p> <p>33 <u>指名債権</u>の譲渡と滞納処分による差押えの優劣は、確定日付のある譲渡通知書が第三債務者に到達した日時又は確定日付のある第三債務者の承諾の日時と、債権差押通知書が第三債務者に到達した日時との先後により判定する（昭和58.10.4最高判参照）。この場合において、これらの日時が同一であること又はその先後が不明であることにより債権譲受人と差押債権者の優劣の判定ができないときは、債権譲受人及び差押債権者は、それぞれ第三債務者に対しその全額の履行を請求することができ、第三債務者は譲受人に対する弁済その他の債務消滅事由がない限り、弁済を免れることはできない（昭和55.1.11最高判、平成5.3.30最高判参照）。</p> <p>なお、これらの日時の先後関係が不明であるために、第三債務者が債権者を確知することができないことを原因として債権額に相当する金員を供託した場合において、被差押債権額と譲受債権額の合計額が供託金額を超えるときは、差押債権者と債権譲受人は、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額をあん分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得する（平成5.3.30最高判参照）。</p> <p>（注）確定日付のある譲渡通知書が第三債務者に到達した日時又は確定日付のある第三債務者の承諾の日時と債権差押通知書が第三債務者に到達した日時の先後関係が不明である場合には、第三債務者は民法第494条<u>後段</u>《供託》の規定により供託をすることができ、差押債権者がその供託金の払渡しを受けるためには、供託金払渡請求書に供託規則第24条第1項第1号《還付請求の添付書類》の書面を添付する必要がある（平成5.5.18付民4第3841号法務省民事局民事第四課長通知参照）。</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>差押えの効力 （時効の完成猶予及び更新）</p> <p>36 債権の差押えは、通則法第72条第3項《時効についての民法の規定の準用》において準用する民法第148条《強制執行等による時効の完成猶予及び更新》の規定により、その差押えに係る国税の時効の完成猶予及び更新の事由となる。</p> <p>また、<u>債権の差押えは、被差押債権については催告としての効力を有するから（大正10. 1. 26大判参照）、債権差押え後6月を経過するまでは、被差押債権の時効は完成しない（民法第150条第1項）。</u></p> <p>（注）<u>債権の消滅時効は、原則として、権利を行使することができることを知った時から5年と権利を行使することができる時から10年のいずれか早い時に完成するが（民法第166条第1項）、これらよりも短い時効期間の定めがあることに留意する（商法第586条、手形法第70条等）。</u></p> <p style="text-align: center;">第64条関係 抵当権等により担保される債権の差押え</p> <p>債権差押えの通知 （債権質のある場合の差押手続）</p> <p>7 債権質のある債権を差し押さえた場合（8の場合を除く。）には、その債権質の目的となっている債権の債務者（第三債務者を除く。）に対して、4に準じて主たる債権（その債権質によって担保されている被差押債権）を差し押さえた旨を通知するものとする。この場合において、主たる債権の債権者（滞納者）の占有する債権に関する証書があるときは、法第65条《債権証書の取上げ》の規定によりその証書を取り上げることができる。</p>	<p>差押えの効力 （時効中断）</p> <p>36 債権の差押えは、通則法第72条第3項《時効についての民法の規定の準用》において準用する民法第147条第2号《差押え等の時効中断の事由》の規定により、その差押えに係る国税については時効中断の効力を有する。また、被差押債権については、<u>時効中断の効力を生ぜず、催告としての効力を有するから（大正10. 1. 26大判参照）、債権差押え後6月内に裁判上の請求その他の行為（民法第153条参照）をすれば、その催告による時効中断の効力がある。</u></p> <p>（注）<u>時効期間は一般の債権が10年（民法第167条第1項）、商事の債権が5年（商法第522条）であるが、短期消滅時効の定めがあることに留意する（民法第169条から第174条まで、商法第567条、手形法第70条等）。</u></p> <p style="text-align: center;">第64条関係 抵当権等により担保される債権の差押え</p> <p>債権差押えの通知 （債権質のある場合の差押手続）</p> <p>7 債権質のある債権を差し押さえた場合（8の場合を除く。）には、その債権質の目的となっている債権の債務者（第三債務者を除く。）に対して、4に準じて主たる債権（その債権質によって担保されている被差押債権）を差し押さえた旨を通知するものとする。この場合において、主たる債権の債権者（滞納者）の占有する債権に関する証書があるときは、法第65条《債権証書の取上げ》の規定によりその証書を取り上げることができる。</p> <p><u>なお、債権証書の交付が債権譲渡の効力発生要件とされている債権（記名社債、記名国債等）を質権の目的とする場合には、その証書を質権者に交付しなければ質権設定の効力は生じない（民法第363条）。</u></p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（有価証券質のある場合の差押手続）</p> <p>8 有価証券を目的とする質権のある債権を差し押さえた場合には、その質権の設定者（第三債務者を除く。）に対して、4に準じて債権を差し押さえた旨を通知するほか、滞納者が占有するその質権の目的である有価証券を、法第65条《債権証書の取上げ》の規定により徴収職員が占有する。この場合において、その有価証券が記名社債又は記名株式であるときは、その有価証券質に差押えの効力が及んでいることの対抗要件を具備するために、その有価証券を発行した者に債権を差し押さえた旨を通知する（<u>会社法第693条</u>、第147条参照）。</p> <p>なお、有価証券を滞納者以外の第三者が所持している場合の徴収職員の占有の手続については、法第56条第1項、第58条及び第60条第1項本文《動産の差押手続、保管等》の規定に準じて行う。</p> <p><u>（注） 債権を質権の目的とする場合において、質権者に対して債権証書又は証券を交付しなければ効力を生じないときがあることに留意する（民法第520条の7、第520条の17等）。</u></p> <p style="text-align: center;">第66条関係 継続的な収入に対する差押えの効力</p> <p>差押えの効力の及ぶ範囲</p> <p style="text-align: center;">（差押えの効力の存続）</p> <p>3 法第66条の継続的な収入に対する差押えの効力は、第三債務者が同一であり、かつ、滞納者と第三債務者との間の基本の法律関係に変更がない限り、その後に変更があった収入にも及ぶ。</p> <p>（注）1 （省略）</p> <p>2 賃貸借の目的となった建物の賃料債権に対する差押えの効力が発生した後に当該建物が譲渡されると、<u>特段の事情のない限り</u>、賃貸人の地位が譲受人に移転するが（昭和39. 8. 28最高判参照）、差押えの効力は執行債権額を限度として建物所有者が将来收受すべき賃料債権に及んでいるから、その譲渡行為は、賃料債権の帰属の変更を伴う限りにおいて、将来に</p>	<p style="text-align: center;">（有価証券質のある場合の差押手続）</p> <p>8 有価証券を目的とする質権のある債権を差し押さえた場合には、その質権の設定者（第三債務者を除く。）に対して、4に準じて債権を差し押さえた旨を通知するほか、滞納者が占有するその質権の目的である有価証券を、法第65条《債権証書の取上げ》の規定により徴収職員が占有する。この場合において、その有価証券が記名社債又は記名株式であるときは、その有価証券質に差押えの効力が及んでいることの対抗要件を具備するために、その有価証券を発行した者に債権を差し押さえた旨を通知する（<u>民法第365条</u>、<u>会社法第688条</u>、第147条参照）。</p> <p>なお、有価証券を滞納者以外の第三者が所持している場合の徴収職員の占有の手続については、法第56条第1項、第58条及び第60条第1項本文《動産の差押手続、保管等》の規定に準じて行う。</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">第66条関係 継続的な収入に対する差押えの効力</p> <p>差押えの効力の及ぶ範囲</p> <p style="text-align: center;">（差押えの効力の存続）</p> <p>3 法第66条の継続的な収入に対する差押えの効力は、第三債務者が同一であり、かつ、滞納者と第三債務者との間の基本の法律関係に変更がない限り、その後に変更があった収入にも及ぶ。</p> <p>（注）1 （同左）</p> <p>2 賃貸借の目的となった建物の賃料債権に対する差押えの効力が発生した後に当該建物が譲渡されると、賃貸人の地位が譲受人に移転するが（昭和39. 8. 28最高判参照）、差押えの効力は執行債権額を限度として建物所有者が将来收受すべき賃料債権に及んでいるから、その譲渡行為は、賃料債権の帰属の変更を伴う限りにおいて、将来における賃料債権の処分を禁</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>おける賃料債権の処分を禁止する差押えの効力に抵触し、当該建物の譲受人は、当該建物の賃料債権を取得したことを差押債権者に対抗することができない（平成10. 3. 24最高判参照）。</p> <p style="text-align: center;">第67条関係 差し押さえた債権の取立て</p> <p><u>（履行の時間）</u></p> <p>9—2 被差押債権の履行に当たって、法令又は慣習により取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、履行の請求をすることができる（民法第484条第2項）。</p> <p><u>なお、取引時間外に被差押債権の履行があったときも、それが弁済期日内であれば、正当な弁済の提供があったものとして取り扱う（昭和35. 5. 6最高判参照）。</u></p> <p style="text-align: center;">第68条関係 不動産の差押えの手続及び効力発生時期</p> <p>財団を組成しない工場抵当権の目的となっている土地又は建物 （差押えの効力が及ばない財産）</p> <p>5 工場抵当法第1条《工場の定義》という工場の土地又は建物についての工場抵当権の効力は、次に掲げる物には及ばないから、その土地又は建物についての差押えの効力も及ばない。したがって、これらの物件が同法第3条《抵当権の目的物の登記》の目録に記録されている場合においても、その記録は効力がない（同法第3条第2項、第3項参照）。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 工場抵当権設定者が工場抵当権者以外の一般債権者を害することを知り、工場抵当権者もその事情を知らながら備え付けた物（工場抵当法第2条第1項ただし書、第2項、<u>民法第424条第3項</u>参照）</p> <p>(4)～(6) （省略）</p>	<p>止する差押えの効力に抵触し、当該建物の譲受人は、当該建物の賃料債権を取得したことを差押債権者に対抗することができない（平成10. 3. 24最高判参照）。</p> <p style="text-align: center;">第67条関係 差し押さえた債権の取立て</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">第68条関係 不動産の差押えの手続及び効力発生時期</p> <p>財団を組成しない工場抵当権の目的となっている土地又は建物 （差押えの効力が及ばない財産）</p> <p>5 工場抵当法第1条《工場の定義》という工場の土地又は建物についての工場抵当権の効力は、次に掲げる物には及ばないから、その土地又は建物についての差押えの効力も及ばない。したがって、これらの物件が同法第3条《抵当権の目的物の登記》の目録に記録されている場合においても、その記録は効力がない（同法第3条第2項、第3項参照）。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(3) 工場抵当権設定者が工場抵当権者以外の一般債権者を害することを知り、工場抵当権者もその事情を知らながら備え付けた物（工場抵当法第2条第1項ただし書、第2項、<u>民法第424条</u>参照）</p> <p>(4)～(6) （同左）</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>第71条関係 自動車、建設機械又は小型船舶の差押え</p>	<p>第71条関係 自動車、建設機械又は小型船舶の差押え</p>
<p>差押えの効力 （差押えの効力が及ぶ範囲）</p> <p>9 抵当権の目的となっている自動車又は建設機械の差押えの効力は、その自動車又は建設機械に付加して一体となっている物に及ぶが、これらの物のうち、抵当権設定行為で抵当権の効力が及ばない旨の特約の登記をしたもの及び自動車又は建設機械の所有者が抵当権者以外の一般債権者を害することを知り、抵当権者もその事情を知らずながら付加したものには、差押えの効力は及ばない（自動車抵当法第6条、建設機械抵当法第10条、<u>民法第424条第3項参照</u>）。</p> <p>（注）（省略）</p>	<p>差押えの効力 （差押えの効力が及ぶ範囲）</p> <p>9 抵当権の目的となっている自動車又は建設機械の差押えの効力は、その自動車又は建設機械に付加して一体となっている物に及ぶが、これらの物のうち、抵当権設定行為で抵当権の効力が及ばない旨の特約の登記をしたもの及び自動車又は建設機械の所有者が抵当権者以外の一般債権者を害することを知り、抵当権者もその事情を知らずながら付加したものには、差押えの効力は及ばない（自動車抵当法第6条、建設機械抵当法第10条）。</p> <p>（注）（同左）</p>
<p>第73条関係 電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期</p>	<p>第73条関係 電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期</p>
<p>買戻権 （意義）</p> <p>38 1の(12)に掲げる「買戻権」とは、不動産の売主が売買契約と同時にした買戻しの特約（民法第579条参照）により買主が支払った代金（<u>別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額</u>）及び契約の費用を償還して当初の売買を解除し、目的物を取り戻すことができる権利（所有権移転請求権としての財産権）をいう。</p>	<p>買戻権 （意義）</p> <p>38 1の(12)に掲げる「買戻権」とは、不動産の売主が売買契約と同時にした買戻しの特約（民法第579条参照）により買主が支払った代金及び契約の費用を償還して当初の売買を解除し、目的物を取り戻すことができる権利（所有権移転請求権としての財産権）をいう。</p>
<p>第74条関係 差し押さえた持分の払戻しの請求</p>	<p>第74条関係 差し押さえた持分の払戻しの請求</p>
<p>（削除）</p>	<p><u>債権者代位による払戻請求等との関係</u></p> <p>10 <u>法第74条の規定により差し押さえた持分の払戻し又は譲受けの請求ができる場合には、債権者代位権（通則法第42条、民法第423条）により滞納者に代位して行う持分の払戻し又は譲受けの請求をしないものとする。</u></p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第82条関係 交付要求の手続</p> <p>交付要求の効果</p> <p>8 交付要求の効果については、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>交付要求による時効の完成猶予及び更新の効力は、滞納者に交付要求をした旨を通知した後でなければ生じない</u>（通則法第73条第1項第5号）。</p> <p><u>なお、滞納者に対して通知する前に交付要求が終了したときは、時効の完成猶予及び更新の効力は生じない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第82条関係 交付要求の手続</p> <p>交付要求の効果</p> <p>8 交付要求の効果については、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 交付要求は、<u>時効中断の効力を有する</u>（通則法第73条第1項第5号、第2項）。</p>
<p style="text-align: center;">第89条関係 換価する財産の範囲</p> <p>換価の効果</p> <p>(用益物権等の存続)</p> <p>9 換価財産が不動産その他の登記を権利移転の対抗要件又は効力発生要件とする財産であって、その財産上に差押えの登記前に第三者に対抗できる地上権その他の用益物権、買戻権、賃借権、<u>配偶者居住権</u>、仮登記（担保のための仮登記を除く。）等（以下「用益物権等」という。）がある場合には、その用益物権等は、換価によっては消滅しない。ただし、第三者に対抗できる用益物権等であっても、それらの権利の設定前に換価によって消滅する質権、抵当権、先取特権、留置権、買戻権又は担保のための仮登記がある場合には、その用益物権等も消滅する。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第89条関係 換価する財産の範囲</p> <p>換価の効果</p> <p>(用益物権等の存続)</p> <p>9 換価財産が不動産その他の登記を権利移転の対抗要件又は効力発生要件とする財産であって、その財産上に差押えの登記前に第三者に対抗できる地上権その他の用益物権、買戻権、賃借権、仮登記（担保のための仮登記を除く。）等（以下「用益物権等」という。）がある場合には、その用益物権等は、換価によっては消滅しない。ただし、第三者に対抗できる用益物権等であっても、それらの権利の設定前に換価によって消滅する質権、抵当権、先取特権、留置権、買戻権又は担保のための仮登記がある場合には、その用益物権等も消滅する。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第96条関係 公売の通知</p> <p>質権者等に対する公売の通知</p> <p>(公売の通知)</p>	<p style="text-align: center;">第96条関係 公売の通知</p> <p>質権者等に対する公売の通知</p> <p>(公売の通知)</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>1 税務署長は、公売公告をしたときは、法第95条第1項各号（第8号を除く。）に掲げる事項及び公売に係る国税の額を次に掲げる者に通知しなければならない（法第96条第1項）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権、<u>配偶者居住権</u>その他の権利を有する者のうち知れている者（差押債権者に対抗できない者を除く。）</p> <p>(4) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第98条関係 見積価額の決定</p> <p>見積価額の決定</p> <p>3 公売財産の見積価額は、その財産の評価額に基づき税務署長が決定する。この場合においては、差押財産等を公売により強制的に売却するためのものであることを考慮しなければならない（法第98条第1項後段参照）。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 上記(1)の「公売特殊性減価」は、公売には通常の売買と異なることによる特有の不利な要因として、次に掲げるような公売の特殊性があることから、基準価額のおおむね30%程度の範囲内で減価を行うこと（平成5.8.31東京地判、平成6.2.28東京地判、平成9.7.11東京高決、平成10.2.16東京高判参照）。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 公売財産の買受人は、<u>公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等</u>を追及することができず（法第126条、民法第568条）、また、原則として買受け後の解約、返品、取替えをすることができない上、その財産の品質、機能等について買受け後の保証がなく、税務署長は公売した不動産について引渡義務を負わないほか、公売手続に違法があった場合は一方的に売却決定が取り消されること。</p> <p>ハ （省略）</p>	<p>1 税務署長は、公売公告をしたときは、法第95条第1項各号（第8号を除く。）に掲げる事項及び公売に係る国税の額を次に掲げる者に通知しなければならない（法第96条第1項）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(3) 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者のうち知れている者（差押債権者に対抗できない者を除く。）</p> <p>(4) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第98条関係 見積価額の決定</p> <p>見積価額の決定</p> <p>3 公売財産の見積価額は、その財産の評価額に基づき税務署長が決定する。この場合においては、差押財産等を公売により強制的に売却するためのものであることを考慮しなければならない（法第98条第1項後段参照）。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 上記(1)の「公売特殊性減価」は、公売には通常の売買と異なることによる特有の不利な要因として、次に掲げるような公売の特殊性があることから、基準価額のおおむね30%程度の範囲内で減価を行うこと（平成5.8.31東京地判、平成6.2.28東京地判、平成9.7.11東京高決、平成10.2.16東京高判参照）。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 公売財産の買受人は、<u>瑕疵担保責任（民法第570条）</u>を追及することができず、また、原則として買受け後の解約、返品、取替えをすることができない上、その財産の品質、機能等について買受け後の保証がなく、税務署長は公売した不動産について引渡義務を負わないほか、公売手続に違法があった場合は一方的に売却決定が取り消されること。</p> <p>ハ （同左）</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>(3) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第106条関係 入札又は競り売りの終了の告知等</p> <p>終了の通知及び公告 (通知の相手方)</p> <p>4 法第106条第2項の通知は、次に掲げる全ての者に対してしなければならない（法第96条第1項参照）。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 公売財産上に質権、<u>抵当権</u>、先取特権、留置権、地上権、賃借権、<u>配偶者居住権</u>その他の権利を有する者のうち知れている者（差押債権者に対抗できない者を除く。）</p> <p>(4) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第116条関係 買受代金の納付の効果</p> <p>危険負担の移転の時期</p> <p>3 買受人が買受代金の全額を納付した場合は、その時に換価財産の権利が移転するから、換価財産の換価に伴う危険負担もその時に買受人に移転する。したがって、換価財産の買受人から買受代金の納付を受ける前において、その財産上に生じた危険（例えば、焼失、盗難等）は、滞納者が負担する。また、換価財産の買受人から買受代金の納付があった後において、その財産上に生じた危険は、その財産の登記の手續の既未済又は現実の引渡しの有無にかかわらず、買受人が負担する。</p> <p>なお、2の(1)から(8)までに掲げる一定の要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされ、その権利が移転した時に、換価財産の換価に伴う危険負担が買受人に移転する。</p>	<p>(3) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第106条関係 入札又は競り売りの終了の告知等</p> <p>終了の通知及び公告 (通知の相手方)</p> <p>4 法第106条第2項の通知は、次に掲げる全ての者に対してしなければならない（法第96条第1項参照）。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 公売財産上に質権、<u>抵当権</u>、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者のうち知れている者（差押債権者に対抗できない者を除く。）</p> <p>(4) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第116条関係 買受代金の納付の効果</p> <p>危険負担の移転の時期</p> <p>3 買受人が買受代金の全額を納付した場合は、その時に換価財産の権利が移転するから、換価財産の換価に伴う危険負担もその時に買受人に移転する。したがって、換価財産の買受人から買受代金の納付を受ける前において、その財産上に生じた危険（例えば、焼失、盗難等）は、滞納者が負担する。また、換価財産の買受人から買受代金の納付があった後において、その財産上に生じた危険は、その財産の登記の手續の既未済又は現実の引渡しの有無にかかわらず、買受人が負担する。</p> <p>なお、2の(1)から(7)までに掲げる一定の要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされ、その権利が移転した時に、換価財産の換価に伴う危険負担が買受人に移転する。</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
第126条関係 担保責任等	第126条関係 担保責任
<p>民法第568条の規定の準用 （民法第568条第1項の規定の準用）</p> <p>1 差押財産等を換価した場合において、民法第541条《<u>催告による解除</u>》、第542条《<u>催告によらない解除</u>》又は第563条《<u>買主の代金減額請求権</u>》に規定する場合（<u>財産の種類又は品質に関する不適合による場合を除く（第568条第4項）。</u>）に該当するときは、その財産の買受人は、これらの規定に準じ、滞納者に対してその契約を解除し、又は買受代金の減額を請求することができる（民法第568条第1項）。</p> <p>（民法第568条第3項の規定の準用）</p> <p>3 1又は2の場合において、滞納者が当初から物又は権利の<u>不存在</u>を知っていながらこれを申し出なかったときは、換価財産の買受人は、滞納者に対して、損害賠償の請求をすることができる（民法第568条第3項）。</p>	<p>民法第568条の規定の準用 （民法第568条第1項の規定の準用）</p> <p>1 差押財産等を換価した場合において、民法第561条本文《<u>売主の担保責任</u>》、第563条第1項若しくは第2項《<u>権利の一部が他人に属する場合の売主の担保責任</u>》、第565条《<u>数量の不足又は物の一部滅失の場合の売主の担保責任</u>》又は第566条第1項若しくは第2項《<u>用益的権利による制限がある場合の売主の担保責任</u>》に規定する場合に該当するときは、その財産の買受人は、これらの規定に準じ、滞納者に対してその契約を解除し、又は買受代金の減額を請求することができる（民法第568条第1項）。<u>この場合における買受人の権利の行使については、同法第564条《<u>権利行使の除斥期間</u>》及び第566条第3項《<u>権利行使の除斥期間</u>》の規定が準用される。</u></p> <p>（民法第568条第3項の規定の準用）</p> <p>3 1又は2の場合において、滞納者が当初から物又は権利の<u>けんけつ（欠缺）</u>を知っていながらこれを申し出なかったときは、換価財産の買受人は、滞納者に対して、損害賠償の請求をすることができる（民法第568条第3項）。</p>
第129条関係 配当の原則	第129条関係 配当の原則
<p>（残余金について差押え等があった場合）</p> <p>8 滞納者に交付すべき残余の金銭について、差押え等があった場合には、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>(5) 滞納者から債権譲渡の通知があったときは、その債権の譲受人に交付する（民法第467条参照）。</p>	<p>（残余金について差押え等があった場合）</p> <p>8 滞納者に交付すべき残余の金銭について、差押え等があった場合には、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>(5) 滞納者から<u>確定日付のある証書</u>をもって債権譲渡の通知があったときは、その債権の譲受人に交付する（民法第467条参照）。</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>徴収の順位</p> <p>19 配当された金銭を国税に充てる場合には、まず徴収の基因となった<u>国税の本税</u>に充て、その後、<u>延滞税、利子税及び加算税</u>に充てるものとする（法第129条第6項参照）。</p> <p>なお、徴収の基因となった国税が複数ある場合は、<u>順次に本税、附帯税に充て</u>（法第129条第6項、民法第489条第1項参照）、<u>本税と本税の相互間、又は附帯税と附帯税の相互間</u>は、<u>民法第488条第4項第2号及び第3号《同種の給付を目的とする数個の債務がある場合の充当》</u>の規定に準じて処理するものとする（昭和62.12.18最高判参照）。</p> <p style="text-align: center;">第135条関係 売却決定の取消しに伴う措置</p> <p>代位 （他の代位権者との関係）</p> <p>8 民法第392条第2項《共同抵当の代価の配当、次順位者の代位》、第398条の16《共同根抵当》、第499条《<u>弁済による代位の要件</u>》、第502条《<u>一部弁済による代位</u>》等の規定により代位する者の権利と法第135条第2項《売却決定の取消しに伴う代位》の規定による代位の権利とが競合した場合においても、同項の規定により代位の実行をすることができ、これらの者に優先して弁済を受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">第141条関係 質問及び検査</p> <p>（質問）</p> <p>5 法第141条の「質問」は、口頭又は書面（<u>質問の内容を記録した電磁的記録を含む。</u>）のいずれによっても差し支えない。この場合において、口頭による質問の内容が重要な事項であるときは、必ずてん末を記録することとし、そのてん末を記載した書類には答弁者の署名押印を求め、その者が署名押印をしないときは、</p>	<p>附帯税等の徴収</p> <p>19 配当された金銭を国税に充てる場合には、まず徴収の基因となった<u>国税（延滞税、利子税及び加算税を除く。）</u>に充て、その後延滞税、利子税及び加算税に充てるものとする（法第129条第6項参照）。</p> <p>なお、徴収の基因となった国税が複数ある場合は、<u>民法第489条第2号及び第3号《法定充当》</u>の規定に準じて処理するものとする（昭和62.12.18最高判参照）。</p> <p style="text-align: center;">第135条関係 売却決定の取消しに伴う措置</p> <p>代位 （他の代位権者との関係）</p> <p>8 民法第392条第2項《共同抵当の代価の配当、次順位者の代位》、第398条の16《共同根抵当》、第499条《<u>弁済者の任意代位</u>》、<u>第500条《弁済者の法定代位》</u>、第502条《<u>一部の代位</u>》等の規定により代位する者の権利と法第135条第2項《売却決定の取消しに伴う代位》の規定による代位の権利とが競合した場合においても、同項の規定により代位の実行をすることができ、これらの者に優先して弁済を受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">第141条関係 質問及び検査</p> <p>（質問）</p> <p>5 法第141条の「質問」は、口頭又は書面のいずれによっても差し支えない。この場合において、口頭による質問の内容が重要な事項であるときは、必ずてん末を記録することとし、そのてん末を記載した書類には答弁者の署名押印を求め、その者が署名押印をしないときは、その旨を付記しておくものとする。</p>

国税徴収法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>その旨を付記しておくものとする。</p> <p style="text-align: center;">第142条関係 検索の権限及び方法</p> <p>時効の完成猶予及び更新</p> <p>11 差押えのため検索をしたが、差し押さえるべき財産がないために差押えができなかった場合は、その検索が終了した時に時効の更新の効力が生ずる（<u>民法第148条第2項、昭和34.12.7大阪高判、昭和42.1.31名古屋地判</u>参照）。</p> <p><u>（注） この場合において、その検索が第三者の住居等につきされたものであるときは、検索による時効の更新の効力は、その検索につき検索調書の謄本等により滞納者に対して通知した時に生ずる（民法第154条参照）。</u></p> <p style="text-align: center;">第151条の2関係 申請による換価の猶予の要件等</p> <p>猶予の効果</p> <p>12 法第151条の2に規定する換価の猶予の効果は、第151条関係9から12までと同様である。</p> <p><u>（注） 法第151条の2第1項に規定する換価の猶予の申請については、民法第152条第1項《承認による時効の更新》の規定が準用される（通則法第72条第3項）。</u></p>	<p style="text-align: center;">第142条関係 検索の権限及び方法</p> <p>時効の中断</p> <p>11 差押えのため検索をしたが、差し押さえるべき財産がないために差押えができなかった場合は、その検索に着手した時に時効中断の効力が生ずる（昭和34.12.7大阪高判参照）。<u>この場合において、法第142条第2項の規定により第三者の住居等を検索したときは、検索をした旨を搜索調書の謄本等により滞納者に対して通知しなければ、時効中断の効力を生じない（通則法第72条第3項、民法第155条）。</u></p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">第151条の2関係 申請による換価の猶予の要件等</p> <p>猶予の効果</p> <p>12 法第151条の2に規定する換価の猶予の効果は、第151条関係9から12までと同様である。</p> <p>（新設）</p>